

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件十三件 六一
- 漁船損害等補償法の規定により指定した加入区についてその指定を変更する件二件 五三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五三
- 道路の区域を変更する件 五三

告 示

福島県告示第六百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

福島県告示第六百二十九号

（商業まちづくり課）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津美里町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町字高田前川原三千五百七十番地ほか二十五筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津美里町から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
リオン・ドール猪苗代店 福島県耶麻郡猪苗代町字芦原五十四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により猪苗代町から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
リオン・ドール坂下店 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 福島県喜多方市字押切南二丁目四十二ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール田島店 福島県南会津郡南会津町大字田島字東荒井七十七ほか

二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール川俣 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鶴東六十二番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール保原店 福島県伊達市保原町上保原字金山三番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール鎌田店 福島県福島市鎌田字西舟戸十一番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商

工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール須賀川東 福島県須賀川市仲の町四十番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール郡山東店 福島県郡山市西田町大田字金堀百六十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン船引 福島県田村市船引町字川代七十八ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン本宮 福島県本宮市高木字平内六十五ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第四項の規定により、昭和四十六年福島県告示第八百一十号(漁船損害補償法の規定により加入区として指定した件で指定した鹿島加入区及び漁船損害補償法の規定により指定した件で指定した加入区)についてその指定を変更する件で指定した原町加入区についてその指定を変更する件で指定した鹿島加入区について、その指定を次のように変更する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 変更前
- 加入区の名称 加入区の区域
鹿島加入区 原町市及び相馬郡鹿島町の区域
- 変更後
- 加入区の名 加入区の区域
鹿島加入区 南相馬市原町区及び鹿島区の区域

(水産課)

福島県告示第六百四十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第四項の規定により、昭和四十五年福島県告示第六百八十八号(漁船損害補償法の規定により加入区として指定されたものとみなされた加入区)についてその指定を変更したので告示する(件)で指定した請戸加入区について、その指定を次のように変更する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 変更前
- 加入区の名 加入区の区域
請戸加入区 双葉郡浪江町並びに双葉町のうち、大字中浜、大字郡山及び大字細谷並びに相馬郡小高町の区域

変更後

加入区の名称 加入区の区域
請戸加入区 双葉郡浪江町並びに同郡双葉町のうち、大字中浜、大字郡山及び大字細谷並びに南相馬市小高区の区域
(水産課)

福島県告示第六百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、戸ノ口堰土地改良区から平成二十八年九月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月五日認可した。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第六百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
横山伝八 紺野金之丞 佐藤助之 松野庄次郎 松野音治郎 半沢文弥
- 二 通知内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十八年農林水産省告示第六百六十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十月十四日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区間	変更後	変更前
県道下渋 線 佐南新田	南相馬市原町区下渋 字大身六〇番二地先 から 同 市原町区下渋 字赤沼二七八番一 地先 まで	変更後 六・〇〇 一・二・六	変更前 五・〇〇 一・二・六
			二二三・三
		一六八・三	

(道路計画課)